

コストダウンプリント 利用約款

この利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社タスクソリューション（以下「当社」といいます。）が提供する当社がお客様に対してプリンタまたは複合機等を有償で貸与するサービスである「コストダウンプリント」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。お客様（以下「お客様」といいます。）は、本サービスの申込みにより、本約款の内容に同意したものとみなします。

第1条（本約款の適用・契約書類の構成）

1. 本約款は、当社所定の申込書・申込フォームその他当社が指定する書面または電磁的方法（以下総称して「申込書」といいます。）および重要事項説明書（第2条に定義）と一体として、本サービス利用契約（以下「本契約」といいます。）の内容を構成します。
2. 申込書・本約款・重要事項説明書に記載の内容が相互に矛盾・抵触する場合は、(1)申込書、(2)重要事項説明書、(3)本約款の順に優先して適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

1. 「重要事項説明書」とは、当社が本サービスに関してお客様へ交付・提示する「コストダウンプリント重要事項説明書」その他これに類する書面をいいます。本契約には、お客様が申込みを行った時点で当社がお客様に交付または提示した重要事項説明書が適用されます。
2. 「レンタル物件」とは、本契約に基づき当社がお客様へ貸与するプリンタまたは複合機等（付属品、同梱物を含みます。）をいいます。
3. 「初回レンタル物件」とは、当社が最初にお客様へ納品するレンタル物件をいいます。
4. 「代替機」とは、レンタル物件に障害が発生した場合に、当社が提供する交換機・貸出機をいいます。
5. 「本レンタル物件」とは、初回レンタル物件および代替機を総称したものをいいます。
6. 「引渡日」とは、当社が本レンタル物件をお客様へ引き渡した日（配送業者の配達完了日を含みます。）をいいます。

第3条（契約の成立）

1. 本契約は、お客様が当社所定の方法により申込みを行い、当社がこれを承諾した時点で成立します。
2. 当社は、申込内容確認のため、登記簿謄本、本人確認資料、設置場所確認資料その他必要な資料の提出を求めることができ、当社はその提供があるまでは、承諾の判断を留保し、または、承諾後においては本サービスの提供開始の延期または提供中断を行うことができるものとします。当社が求める資料の提出がない場合は、契約締結への申込みに対する承諾を拒絶し、または、契約締結後においては本契約を解除することができるものとします。

第4条（レンタル物件の引渡し）

1. 当社は、初回レンタル物件を申込書記載の設置場所に配送または当社が指定する方法により引き渡します。
2. お客様は、正当な理由なく初回レンタル物件の受領を拒否できません。

第5条（契約期間・更新）

1. 本契約期間は、申込書に記載のサービス開始日（申込書に記載がない場合には初回レンタル物件の引渡日の送日とします。）から1年間とします。
2. 契約期間満了日より1か月以上前に、お客様または当社のいずれからでも契約終了の通知がない場合、本契約は同一条件でさらに1年間更新され、以後も同様とします。
3. 更新時における料金その他契約条件は、申込書または当社が別途定める場合を除き、原則として従前どおりとします。

第6条（利用料金・請求・支払）

1. 本サービスの月額利用料金、初期費用、オプション料金その他費用（以下「利用料金等」といいます。）は、申込書に定めるとおりとします。
2. 本サービスの支払い方法（銀行振込・コンビニ払込・口座振替等）、請求サイクル（締日・請求日・支払期日）、手数料負担は、申込書および重要事項説明書に定めるとおりとします。

3. 口座振替を選択した場合、口座登録完了まで一定期間を要することがあり、登録完了までの期間に係る利用料金等は、重要事項説明書に定める方法（銀行振込・コンビニ払込等）により請求することがあります。なお、口座登録完了後は、当社所定の方法により口座振替へ移行します。
4. 銀行振込の場合の振込手数料はお客様負担とします（当社が別途定める場合を除きます）。
5. 本サービスは、申込書に別段の定めがある場合を除き、印刷枚数に応じた従量課金（いわゆるカウンター課金）を行いません。
6. 利用料金等の発生時期（料金起算日）はサービス開始日とします。但し、申込書において別段の定めがある場合には、申込書の定めに従います。申込書に特段の定めがない場合、料金起算日は初回レンタル物件の引渡日の翌日とします。

第7条（支払遅延・提供停止）

1. お客様が利用料金等の支払を遅滞した場合、当社は、再請求、サポート対応の制限、または本サービスの提供を一時停止できるものとします。
2. 前項の停止によりお客様に損害が生じた場合でも、当社は責任を負いません。

第8条（引渡し時の契約不適合）

1. 当社は、引渡し時点において本レンタル物件が一般的性能を備え、通常使用において正常に作動する状態であることを保証します。ただし、お客様の特定目的への適合性や、お客様が保有する機器・ネットワーク環境との完全な適合性までは保証しません。
2. お客様は本レンタル物件の引渡しを受けたときは速やかに検査し、数量不足、破損等、その他の契約不適合を発見した場合は引渡日から7日以内に当社へ通知するものとします。期間内に通知がない場合、正常に引渡されたものとみなします。

第9条（保証の基本）

1. 本レンタル物件が正常に作動しなくなった場合（以下「障害」といいます。）の保証内容および手続は、本約款および重要事項説明書の定めに従います。
2. お客様は、障害に対する保証を求める場合、当社が指定する窓口・方法で連絡し、当社が

指定する手順に従うものとします。これに従わない場合、当社は保証対応を留保できるものとします。

第 10 条（無償保証）

1. 障害が、お客様の責めに帰すことのできない事由に基づく場合、当社は当社の判断により、修理対応、部品交換、または代替機の貸出し等の対応を行います。
2. 無償保証に係る費用は当社の負担とします。
3. 代替機の機種は同等機種または近似機種となる場合があります。
4. お客様は代替機の納品後（なお、お客様は、正当な理由なく代替機の引渡しを拒絶することとはできません。）、当社の指示に従い、障害が発生したレンタル物件および付属品一式を当社が指定する期限（原則として代替機到着後 7 日以内）までに返却するものとします。期限までに返却がない場合、当社は本サービスの提供を制限し、または第 18 条および第 22 条に基づき損害の賠償を請求できるものとします。
5. 返却に要する送料その他の費用負担は、重要事項説明書の定めによるものとします。

第 11 条（有償保証）

1. 無償保証の要件を満たさない場合で、お客様が代替機提供等を求める場合は、お客様に事前に有償保証料を提示し、同意いただいた上で有償保証とします。
2. 有償保証に係る料金ならびにその支払期限および支払方法は、重要事項説明書または当社が別途定める条件に従うものとします。

第 12 条（障害時の発送・納期）

1. お客様からの本レンタル物件の障害に対する保証の求めに対し、当社は、状況確認後に対応方法を決定し、訪問対応または代替機の発送を行います。
2. 前項の発送の目安、ならびに納期保証の有無は重要事項説明書に定めるとおりとし、発送日・納品日を保証するものではありません。

第 13 条（サポート窓口・範囲）

1. 本サービスに関するお問い合わせ先、ならびにメーカーへ直接問い合わせた場合の取り扱い

いは、重要事項説明書に定めるとおりとします。お客様が当社の事前承諾なくメーカーまたは第三者へ修理・点検等を依頼したことにより費用が発生した場合、当該費用はお客様の負担とし、当社はこれを負担しません。

2. 当社のサポート範囲は、原則として当社より提供する本レンタル物件に限り、お客様のパソコン、ネットワーク、セキュリティ機器等については対応できない場合があります。

第 14 条（使用・保管）

お客様は、善良な管理者の注意をもって本レンタル物件を使用・保管し、設置・使用に要する費用（電気代、通信費等）はお客様の負担とします。

第 15 条（推奨利用方法・利用制限）

1. 推奨利用方法（設置、連続印刷の目安、推奨消耗品・用紙、その他注意事項）は重要事項説明書に定めるとおりとします。
2. お客様は、推奨消耗品その他の本レンタル物件の付属品を本レンタル物件以外に使用し、または第三者に譲渡もしくは転売してはなりません。
3. お客様の利用状況が通常利用の範囲を著しく逸脱すると当社が合理的に判断する場合、当社は事前通知のうえ、本サービスの提供を中断または中止できるものとします。この場合、当社は必要に応じて利用方法の是正要請、契約条件の見直しの協議を求めることがあります。

第 16 条（所有権）

1. 本レンタル物件の所有権は当社または当社が指定する権利者に帰属します。
2. 当社は、本レンタル物件が当社所有である旨の表示（シール貼付等）を行うことができ、お客様は合理的範囲でこれに協力するものとします。

第 17 条（禁止事項）

お客様は、当社の事前承諾なく、以下の行為をしてはなりません。

1. 設置場所外への移動・移設
2. 第三者への譲渡・転貸

3. 改造・加工・分解、ソフトウェア改変等
4. 本契約上の地位または権利義務の譲渡
5. 所有権表示の除去・汚損
6. 質権設定、差押え等、当社の所有権を害する行為
7. 法令または公序良俗に反する利用
8. 当社または第三者の権利利益を侵害する行為

第 18 条（滅失・毀損・損害賠償）

お客様の責めに帰すべき事由により本レンタル物件が滅失または毀損した場合、お客様は修理費相当額、再調達費用相当額その他当社が被った損害を賠償するものとします。ただし、通常損耗・経年劣化が認められた場合はその限りではありません。

第 19 条（申込後のキャンセル・中途解約）

1. お客様は、申込完了後のキャンセルおよび契約期間中の中途解約は、申込書または重要事項説明書に定める場合を除きすることができないものとします。
2. ただし、申込書または重要事項説明書に定める契約解除料等を支払った場合は、この限りではありません。

第 20 条（届出事項の変更）

お客様は、商号、代表者、所在地、設置場所、連絡先、請求先、支払方法等の届出事項に変更があった場合、遅滞なく当社所定の方法で通知するものとします。

第 21 条（解除）

お客様が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当社は何らの催告を要することなく本契約を解除することができます。

1. 利用料金等の支払を遅滞し、当社が相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず、当該期間に未払全額の支払いがされないとき
2. 本契約の重要な条項に違反したとき

3. 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続、その他これらに類する倒産手続等の申立てがあったとき
4. 滞納処分、仮差押え、仮処分、差押えその他の強制執行等を受けたとき
5. 営業停止・解散等により本契約を継続することが困難と判断されるとき
6. その他前各号に準ずる事情により本契約を継続することが困難と判断されるとき

第 22 条（返還）

1. 本契約が終了した場合、お客様は当社が指定する方法・場所へ本レンタル物件および付属品一式を返還します。
2. お客様が返還を遅延した場合、お客様は返還日までの損害を賠償するものとします。なお、返還遅延に関する取り扱いは申込書または当社の指示に従うものとします。
3. お客様が相当期間内に本レンタル物件を返還しない場合、当社は、お客様と回収日時および回収方法を協議のうえ、本レンタル物件を回収することができます。お客様は、正当な理由なく当該回収を拒んではならず、返還遅延および回収に要した合理的な費用を負担するものとします。
4. お客様は、本レンタル物件を返還する前に、本レンタル物件に保存された文書、アドレス帳、認証情報その他一切のデータを自らの責任で削除するものとします。当社は、返還された本レンタル物件に保存されたデータを消去できるものとし、当該データの消失について責任を負いません。

第 23 条（支払遅延損害金）

お客様が金銭債務の履行を遅滞した場合、支払期日の翌日から完済まで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 24 条（通知）

1. 当社からお客様への通知は、お客様から届出を受けた連絡先への書面もしくは電子メール、または当社ウェブサイト掲載その他当社が適切と判断する方法により行います。
2. 届出連絡先に到達しない場合でも、当社が前項に基づく通知をしたときは、当該通知は通

常到達すべき時点で到達したものとします。

第 25 条（免責）

1. 当社の責任は、本約款および重要事項説明書に定める保証範囲に限られ、当社は、お客様に生じた間接損害、逸失利益、データ消失、業務機会の喪失等について責任を負いません（当社の故意または重過失がある場合を除きます）。
2. 天災地変、火災、停電、輸送障害、法令・行政指導、その他当社の支配が及ばない事由により履行遅滞または不履行が生じた場合、当社は責任を負いません。
3. 当社が本契約に関連してお客様に対し損害賠償責任を負う場合（当社の故意または重過失がある場合を除き）、当社の賠償責任の範囲は通常かつ直接の損害に限られ、その上限額は、当該損害発生月を含む直近3か月間にお客様が当社へ実際に支払った本サービスの利用料金（税別）の合計額とします。

第 26 条（相殺の禁止）

お客様は、本契約に基づく債務を、当社に対する債権をもって相殺できないものとします。

第 27 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様が、以下の項目に該当していた場合、当社は催告なく本契約を解除できるものとします。
 - (1) 自らまたは役員もしくは実質的に経営権を有する者（以下「役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）またはこれらの関係者である場合
 - (2) 自らまたは役員等が反社会的勢力に対して、出資、貸付け、資金もしくは役務の提供等を行っている場合、または反社会的勢力と商取引を行っている場合

第 28 条（再委託）

当社は、本サービス提供に必要な範囲で、業務の全部または一部を第三者に再委託できるものと

します。

第 29 条（電子交付）

1. お客様は、周知事項および重要事項、その他お知らせなど交付書面について、電子的な手段で受領することについて承諾します。お客様は、申込時に当社所定の方法（申込フォーム送信、チェックボックスへの同意等）により本条に同意したものとみなします。
2. 法令上、個別の電子交付同意が必要な書面については、所定の方法で同意を取得いたします。

第 30 条（準拠法・合意管轄）

本契約は日本法に準拠し、本契約に関する紛争は、訴額に応じて札幌地方裁判所または札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（本約款等の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定に従い、本約款を変更することがあります。
 - (1) 変更内容がお客様の一般の利益に適合するとき
 - (2) 変更の必要性、変更後の内容の相当性、本契約の目的その他の事情に照らして合理的な変更であるとき
2. 当社は、変更内容および適用開始日を、第 24 条（通知）に定める方法により周知します。
3. 変更後の本約款は、前項の適用開始日から本契約に適用されます。
4. ただし、法令上お客様の同意が必要となる変更、またはお客様に重大な不利益を及ぼす変更については、当社は合理的な方法で同意を取得するものとします。

第 32 条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報を、当社が別途定めるプライバシーポリシーおよび法令に従い適切に取り扱います。

・ 附則

本規約は、令和 8 年 9 月 16 日より適用します。

事業者情報

株式会社タスクソリューション

〒060-0061 北海道札幌市中央区南 1 条西 6 丁目 15-1 札幌あおばビル 9F